

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地形・地質等

南九州市は、鹿児島県の南西部、薩摩半島の南部に位置し、県都鹿児島市の南西約 30km のところにある。また、南は広大な東シナ海を望み、東は指宿市、西は枕崎市と南さつま市に接しており、南薩地域の地理的中心となっている。市域は、南西に約 22km、南北に約 30km、総面積は 357.91 km²で、一部東シナ海に面した約 20km の海岸地域を有している。

地形の特徴としては、北部地域の標高 606m の白岳をはじめ 500m を越す山々からなり、穏やかな傾斜で中部台形を形成しながら南部海岸線に達している。

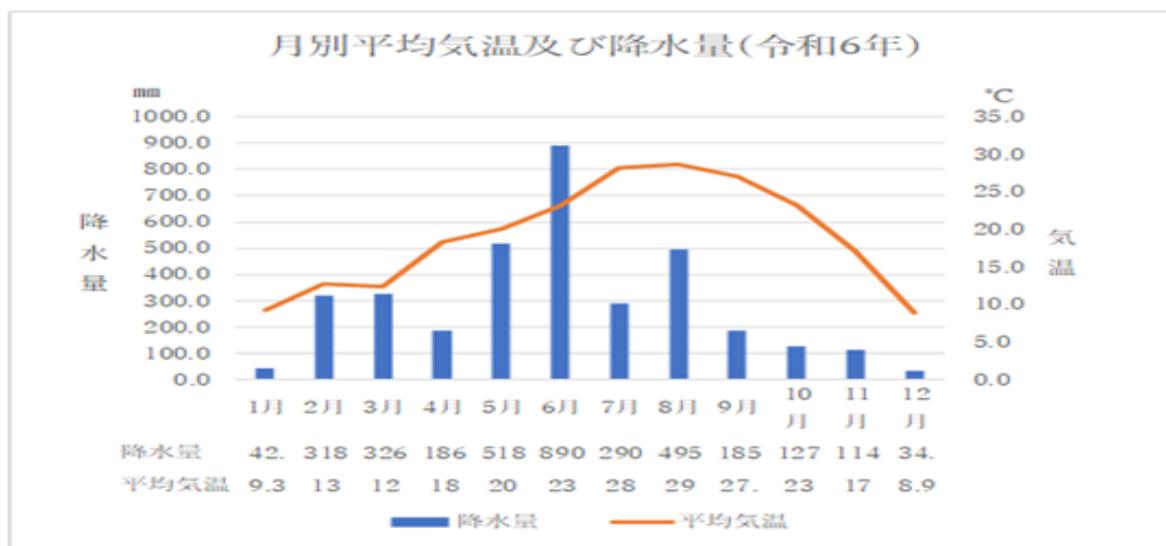
河川は、万之瀬川、万之瀬川水系の麓川、厚地川、永里川、大谷川、神殿川、野崎川、刈川、松藪川、南部海岸に流れ出る加治佐川、竹迫川、永沢川、馬渡川、高取川、水成川、石垣川、集川等がある。土壌は、主にシラスや黒ボクと呼ばれる火山堆積物からなっている。

2) 気象概況

南九州市は、北部の山間部と中部台地及び南部海岸線を有した平坦部と三つに大別されるため若干の相違はあるが、年間平均気温 17.0℃ と比較的温暖である。

初霜は 11 月中旬頃で 3 月中旬頃に終わるが、中部台地の横尾峠付近より以北では晩霜が強くまた、冬季の気圧配置による寒波により山沿いを中心に平地でも積雪があり、農作物に大きな被害を与えている。

降水量は、年間約 2,350 mm で、4 月から 9 月には月に 200 mm を超え、大雨を伴った台風が襲来している。



統計南九州 令和 6 年度版

3)風水害

南九州市の気象災害のうち、特に災害の大きいのは大雨と台風である。

6月から9月にかけて年間降水量の約半分を占めるよう大雨が降ることが多く、また、九州南部に位置する南九州市は、台風の通り道にあり、勢力の強い段階で脅威にさらされやすいことが最大の原因である。

さらに、冬季の北部の山間部では、冬型の気圧配置による強い寒波による積雪により交通網の混乱等が生じている。

<想定災害総括表>

| 項目 | 平成5年6月12日～7月8日 豪雨災害 | 平成5年9月3日 台風13号災害 |
|-------|--|---|
| 気象概要 | 6月12日～7月8日総降水量 1,155 mm ※観測地点は枕崎 | ・瞬間最大風速 鹿児島・枕崎等各地 50m/s 以上 ・総降水量 各地で 100 mm～200 mm ※参考 枕崎 300 mm |
| 人的被害 | 死者 1人(穎娃) | ・死者 10人(知覧1人, 川辺9人) ・重傷 3人(川辺) ・軽傷 17人(川辺) |
| 建物等被害 | ・住家半壊 2棟(穎娃) ・一部破損 23棟 (内訳:穎娃22棟, 知覧1棟) ・床上浸水 1棟(穎娃) ・床下浸水 68棟 (内訳:穎娃61棟, 知覧2棟, 川辺5棟) | ・住家全壊 24棟 (内訳:穎娃2棟, 知覧4棟, 川辺18棟) ・住家半壊 11棟 (内訳:穎娃2棟, 知覧1棟, 川辺8棟) ・一部損壊 638棟 (内訳:穎娃60棟, 知覧165棟, 川辺413棟) ・床上浸水 136棟 (内訳:穎娃6棟, 知覧27棟, 川辺103棟) ・床下浸水 1,106棟 (内訳:穎娃81棟, 知覧140棟, 川辺885棟) |

(南九州市国土強靱化地域計画)

4)地震・津波

鹿児島県本土は、九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域であるが、平成28年発生 of 熊本地震のように今後、大きな被害を引き起こす地震が発生することが十分考えられる。

<想定災害>

南九州市においては、影響が最も大きいと考えられる「南海トラフ地震」及び「種子島東方沖地震」を想定災害とする。

| | |
|--------------|--------------|
| ①震源:南海トラフ地震 | ②震源:種子島東方沖地震 |
| 震度:最大震度 5 弱 | 震度:最大震度 6 弱 |
| 最大津波高:3.91m | 最大津波高:2.76m |
| 最短津波到着時間:70分 | 最短津波到着時間:62分 |

①南海トラフ地震(注1)ー:わずか (注2):被害想定は概数

| 被害項目 | 被害規模 | 内 訳 | |
|-------------|---------|----------|----------|
| 建物被害:全壊(棟数) | 40 | 液状化 | 40 |
| | | 津波 | ー |
| 人的被害:死者数(人) | ー | 建物倒壊 | 0 |
| | | 津波 | ー |
| 避難状況 | 避難者数(人) | うち避難所(人) | 物資需要量(食) |
| 被災1日後 | 120 | 80 | 280 |
| 被災1週間後 | 80 | 50 | 80 |
| 被災1か月後 | 110 | 30 | 110 |

南九州市国土強靱化計画

②種子島東方沖地震(注1)ー:わずか (注2):被害想定は概数

| 被害項目 | 被害規模 | 内 訳 | |
|-------------|---------|----------|----------|
| 建物被害:全壊(棟数) | 290 | 液状化 | 290 |
| | | 津波 | ー |
| 避難状況 | 避難者数(人) | うち避難所(人) | 物資需要量(食) |
| 被災1日後 | 400 | 240 | 860 |
| 被災1週間後 | 400 | 200 | 730 |
| 被災1か月後 | 400 | 120 | 430 |

南九州市国土強靱化計画

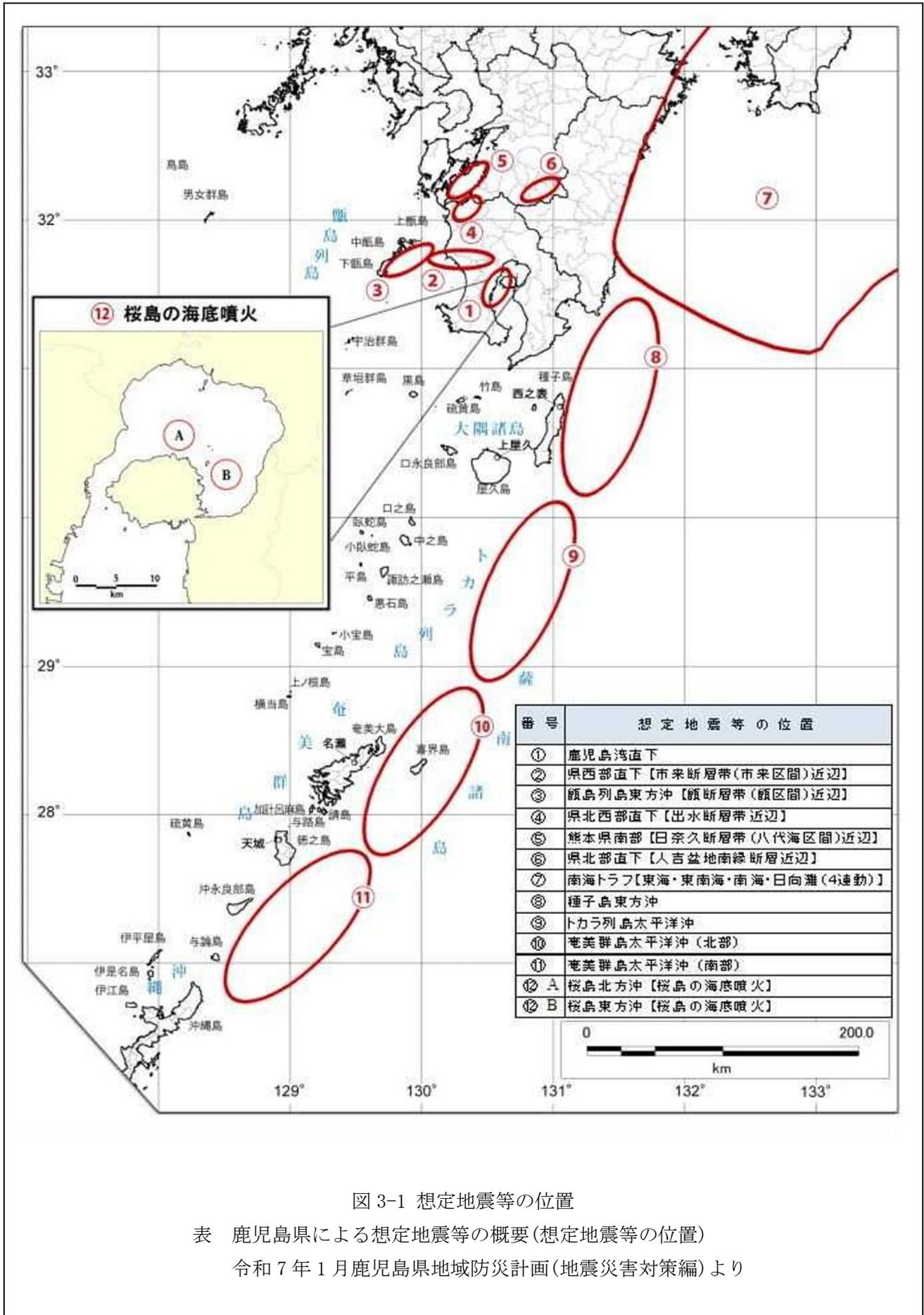
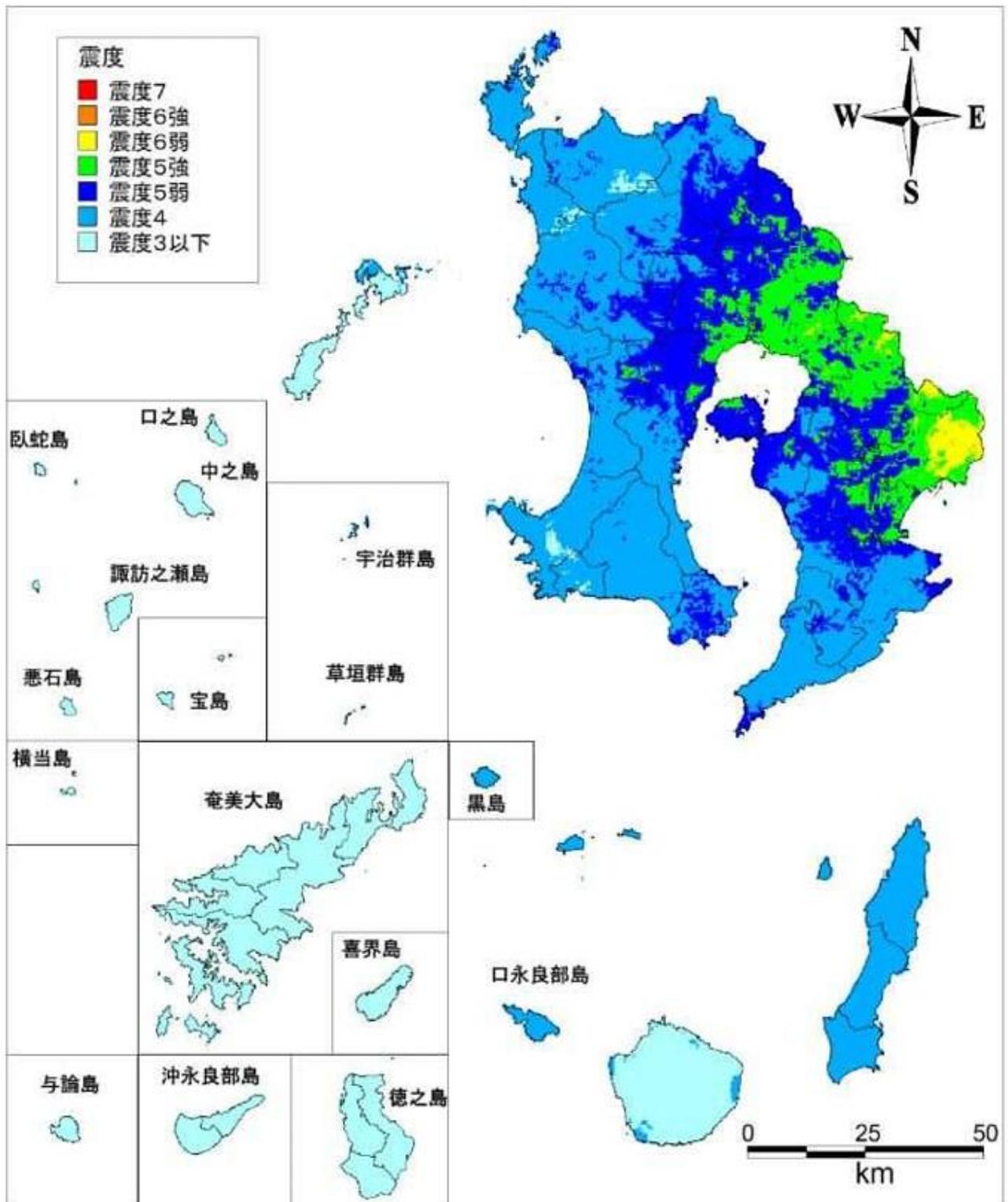


図 3-1 想定地震等の位置

表 鹿児島県による想定地震等の概要(想定地震等の位置)

令和 7 年 1 月鹿児島県地域防災計画(地震災害対策編)より

表 震度分布



南海トラフ地震(基本ケース)の巨大地震の震度分布
令和7年1月鹿児島県地域防災計画(地震災害対策編)より

5) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返して

いる。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していないときは、全国的かつ急速な蔓延により、南九州市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

南九州市商工業者数

小規模事業者数

(令和7年11月1日現在)

| 業 種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 |
|------------------|-----------------|-------|---------|----|
| 商 工 業 者 | 農業, 林業 | 45 | 44 | |
| | 漁業 | 1 | 1 | |
| | 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 3 | 1 | |
| | 建設業 | 220 | 210 | |
| | 製造業 | 383 | 343 | |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2 | 2 | |
| | 情報通信業 | 2 | 2 | |
| | 運輸業, 郵便業 | 28 | 19 | |
| | 卸売業, 小売業 | 433 | 391 | |
| | 金融業, 保険業 | 17 | 9 | |
| | 不動産業, 物品賃貸業 | 20 | 17 | |
| | 学術研究, 専門・技術サービス | 52 | 51 | |
| | 宿泊業, 飲食サービス業 | 148 | 136 | |
| | 生活関連サービス業, 娯楽業 | 148 | 141 | |
| | 教育・学習支援業 | 14 | 13 | |
| | 医療, 福祉 | 52 | 37 | |
| | 複合サービス業 | 23 | 12 | |
| | サービス業 | 106 | 97 | |
| | 分類不能の産業 | 34 | 0 | |
| 合 計 | | 1,731 | 1,526 | |

(3) これまでの取組

1) 南九州市の取組

- ・南九州市地域防災計画の作成
- ・防災訓練の実施
- ・南九州市総合防災マップの作成, 配布
- ・南九州市新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知

- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・損保会社、共済組合等の損害保険への加入促進
- ・防災備品（懐中電灯・乾電池・スコップ・簡易トイレ・飲料水等）を備蓄
- ・南九州市が実施する南九州市総合防災訓練への参加及び協力

II. 課題

南九州市が薩摩半島の南端に位置するため、九州を襲う台風の猛威に真先にさらされるため、台風による暴風、大雨、高潮、塩害の被害が多い。

梅雨期から8月までの間は大雨で川の増水による道路や家屋の浸水や損壊等の被害発生や田畑の流失被害も発生している。

また、北部の山間部は、冬季には寒波による積雪で交通網に混乱が生じることがある。

中小・小規模事業者の中には、県都鹿児島市に隣接している市であり、枕崎への国道であり幹線道路が通っていることから、ライフラインの復旧は他の地区よりも早く行われるとの期待から危機が希薄である。

また、当会の現状としては、事業継続力強化支援計画についての認識及び理解について職員間で差があり、緊急時の協力体制の実効性に懸念がある。更に、災害に対応した保険・共済等について助言が行える当会の経営指導員等の職員の不足。又、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大に備えてのマスクや消毒液等の衛生品の備蓄など、リスクファイナンス対策として平時から保険の必要性を周知し、実効性のある対策を如何に実施するかが課題としてある。

III. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と南九州市との間で構築されている被害情報報告ルートを再確認し、情報共有を徹底する。
- ・発災後速やかに復興支援が実施できるよう、組織内の体制を整え、関係機関との連携体制を平時から緊密にしておく。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と南九州市の役割分担，体制を整理し，連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前対策>

- ・ 令和 2 年に策定した「南九州市商工会危機管理対応方針」に基づき，自然災害発災時や感染症発生時に迅速に応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に，ハザードマップ等を用いて，事業所の立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え，風水害に備えての損害保険・共済加入・事業再開に必要な情報(データ)の保存・行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・ 当会の会報や南九州市広報，ホームページ等において，国の施策の紹介やリスク対策の必要性，損害保険の概要，事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し，事業者BCP（即時に取組可能な簡易的のもの含む）の策定による実効性のある取組みの推進や，効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組みに関する専門家を招き，小規模事業者に対しBCPの普及啓発セミナーや行政の施策の紹介，損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は，いつでも，どこでも，発生する可能性があり，感染の状況は日々変化するため，事業者には常に最新の情報を入手し，デマに惑わされることなく，冷静に対処することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき，感染防止対策等について事業者への周知を行うとともに，今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ，マスクや消毒液等の一定量の備蓄，オフィス内換気設備の設置，ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

災害リスクの周知目標

| | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 | 令和 12 年度 |
|------------|---------|---------|----------|----------|----------|
| セミナー開催回数 | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |
| 専門家派遣件数 | 1 件 | 1 件 | 1 件 | 1 件 | 1 件 |
| 事業者BCP策定件数 | 2 件 | 2 件 | 2 件 | 2 件 | 2 件 |

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は，令和 2 年に事業継続計画(南九州市商工会危機管理対応方針)を作成
- ・ 南九州市地域防災計画等の改定に合わせて事業継続計画(南九州市商工会危機管理対応指針)の見直しを行う。

3) 関係団体等との連携

- ・当会は、連携している損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象にBCP普及啓発セミナーの開催や損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・感染症に関して収束時期が予測しづらいので、リスクファイナンス対策として生命保険、損害保険、感染症特約付きの休業補償保険等の各種保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示依頼やセミナー等の共催実施。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・南九州市事業継続力強化支援計画を当会ホームページや南九州市ホームページへ掲載する。
- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・年1回(7月頃)事業継続力強化支援会議(構成員:当会(法定経営指導員の参画含む)、南九州市)を開催し、計画の目標達成について評価・検証を行い、必要に応じ改善点を協議する。
- ・評価結果を理事会等へフィードバックし、事業方針等に反映させる。また、ホームページや当会会報(年1回)に掲載することで、地域の小規模事業者等への情報提供を行う。

| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|---------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 事業者BCP策定後の フォローアップ目標件数 | 2件 | 4件 | 4件 | 4件 | 4件 |

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当会は、自然災害(台風の影響で浸水等)が発生したと仮定し、南九州市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発生時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当会は、発災後遅滞なく職員の安否や被害の有無の確認を行う。また、地域の小規模事業者の被害状況を調査し、その結果を南九州市に報告し、情報を共有する。
- ・感染症の感染者が発生した場合、職員の体調確認、事業所の消毒、職員の手指消毒・うがい等を徹底する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合、南九州市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と南九州市の間で、被害の状況や規模に応じて、応急対策の方針を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に南九州市との情報共有を行う。

| | |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域と連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考えられる。

- ・ 本計画により、当会と南九州市は以下の間隔で被害情報を共有する。

| | |
|---------|------------|
| 発災後～1週間 | 1日に3回共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に2回共有する |
| 2週間～1ヶ月 | 3日に1回共有する |
| 1ヶ月以降 | 1週間に1回共有する |

- ・ 感染症においては、南九州市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

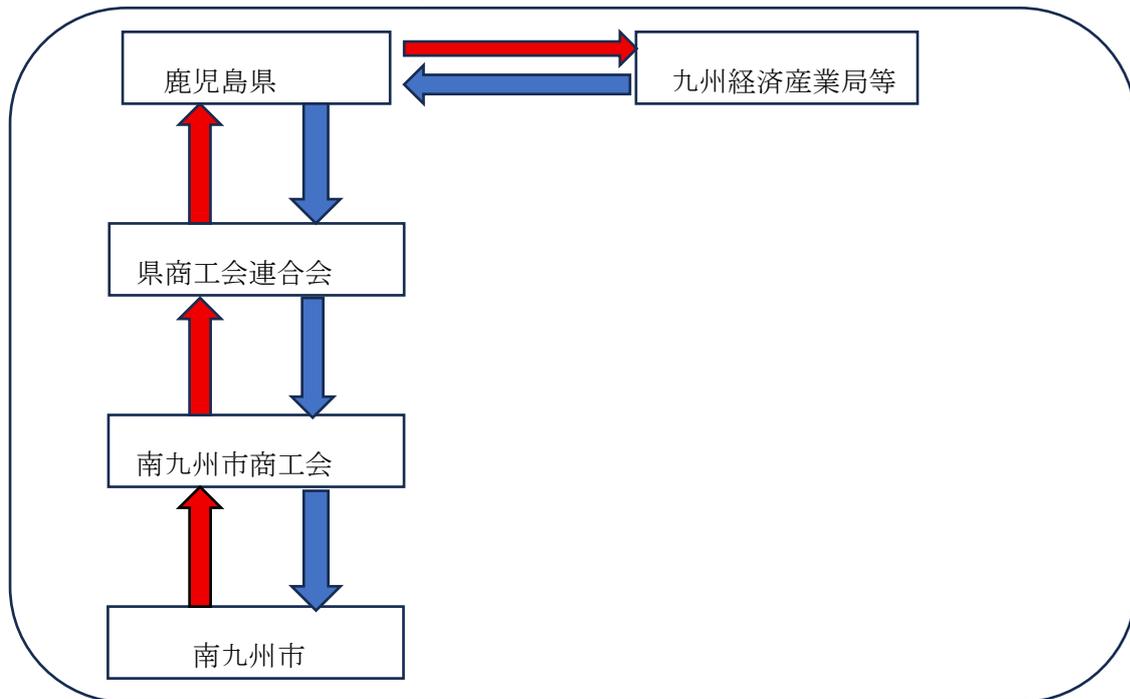
- ・ 当会と南九州市は、自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報を迅速に報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 当会と南九州市は、二次被害を防止するため、被災地域での活動について協議する。
- ・ 当会と南九州市は、被害状況の確認方法、被害額(合計・建物・設備・商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会は、被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より県商工会連合会を通じて県の商工政策課へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と南九州市が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて当会又は南九州市より鹿児島県へ報告する。

策定者：
電話番号：

メールアドレス：

| 被害合計金額 | | (被害額内訳) 単位：千円 | | | | | | | 被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば。 |
|--------|----|---------------|-------------|-------------------------------|-----------------------------------|------------------|------|-----------------|----------------------------------|
| 事業所名 | 住所 | 業種 ※任意 | 従業員数 ※任意 | 被害額 ※事業の再建に必要な額、 おおよそで可 | 土地 (堆積土砂排除費・整地費) (事業用資産に限る) | 建物 (事業用資産に限る) | 機械設備 | 商品、原材料、 仕掛品等 | |
| 1 | | | | 0 | | | | | |
| 2 | | | | 0 | | | | | |
| 3 | | | | 0 | | | | | |
| 4 | | | | 0 | | | | | |
| 5 | | | | 0 | | | | | |
| 6 | | | | 0 | | | | | |
| 7 | | | | 0 | | | | | |
| 8 | | | | 0 | | | | | |
| 9 | | | | 0 | | | | | |
| 10 | | | | 0 | | | | | |

- ・ 当会と南九州市が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法(下図)にて当会より県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・ 相談窓口の開設方法について、南九州市と相談する。
- ・ 当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・ 当会は、安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 当会と南九州市は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 当会は、応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、または、その恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

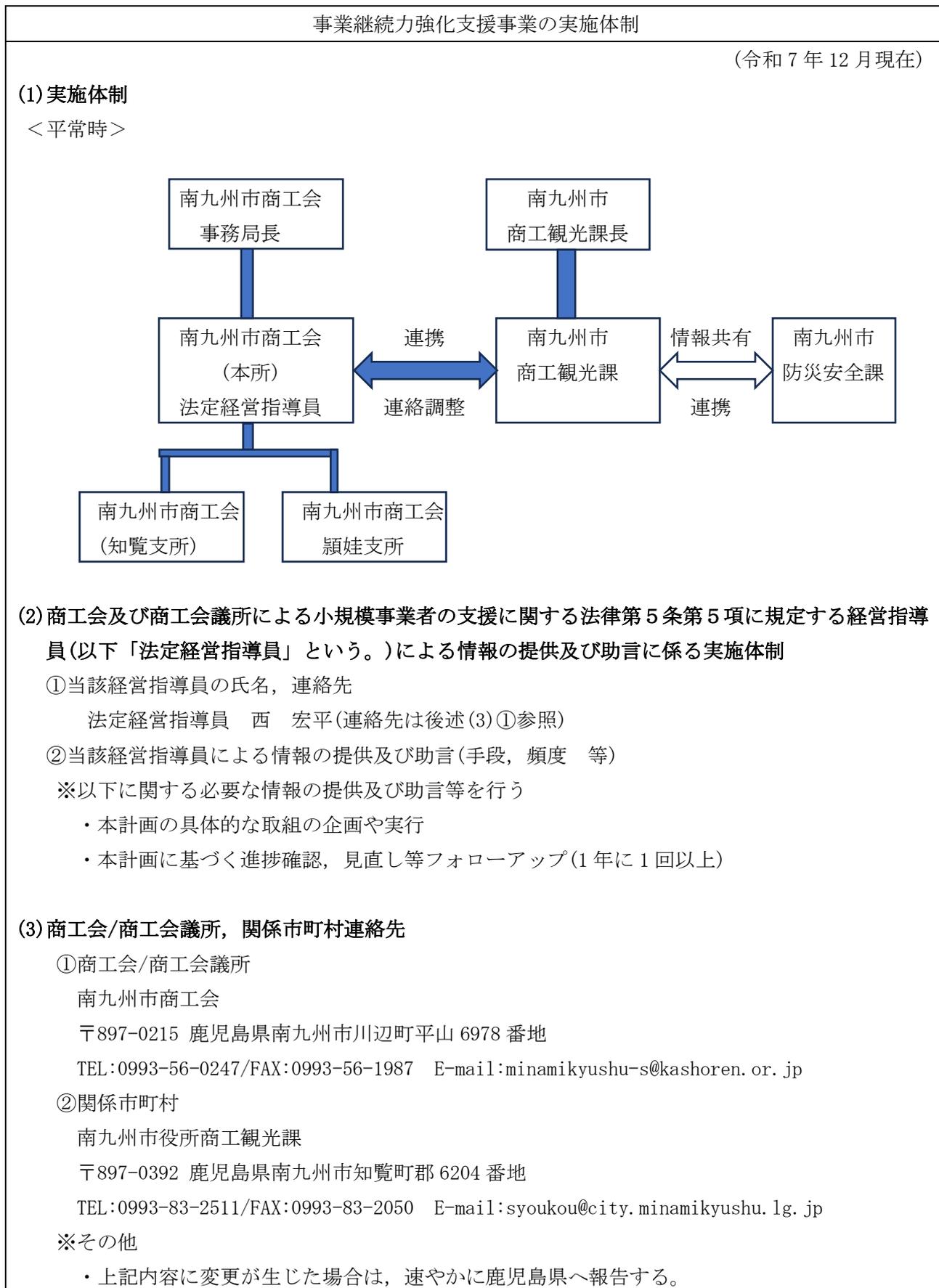
- ・ 当会と南九州市は、鹿児島県の方針又は協議により、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 当会は、被害規模が大きく、当会の職員だけでの対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県商工会連合会及び鹿児島県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 | 令和 12 年度 |
|---------------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 必要な資金の額 | 320 | 320 | 320 | 320 | 320 |
| ・ 専門家派遣費 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| ・ セミナー開催費 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| ・ パンプ, チラシ作成費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・ 会報作成費, 発送費等 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

| 調達方法 |
|-------------------------------|
| 会費収入, 南九州市補助金, 鹿児島県補助金, 事業収入等 |

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
|--|
| ①鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正芳史 住所: 〒892-0853 鹿児島県鹿児島市城山町1番24号 鹿児島県中小企業会館3階 |
| ②あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 鹿児島支店 支店長 河合正樹 住所: 〒892-0842 鹿児島県鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル5階 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| ①事前の対策 巡回指導時や窓口にて、自然災害による事業継続への影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、自然災害や火災に備えた損害保険・共済加入等)について説明する。 被災に備え、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対して事業継続普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 |
| ②地区内の小規模事業者に対する復興支援 保険加入者リストの提供により、被害状況を把握して保険金請求に該当するか速やかに照らし合わせ、該当者の保険金請求手続きを支援する。 |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| ①休業補償、水害補償等の損害保険・共済の情報提供並びに既に加入している保険の内容点検 ②事業継続の取組、BCP作成に関する専門家の紹介 ③災害時の顧客リストの情報提供及び保険金請求の手続き |
| 連携体制図等 |
| |